

令和8年度 奨学給付金(専攻科)申請について～家計急変世帯～

奈良県では、主たる生計維持者等の失職や会社の経営悪化など予期せぬ事象により主たる生計維持者等の収入が大幅に減少するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算が非課税(0 円)または要件を満たす課税の世帯に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため奨学給付金を支給します。

1 対象となる世帯

基準日(※)現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

(※)家計急変時期が 7 月 1 日までの場合は 7 月 1 日、7月2日以後の場合は申請のあった翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の 1 日

(1) 主たる生計維持者等が奈良県内に住所を有していること

※主たる生計維持者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい

(2) 生徒が私立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科に在学していること

※平成 26 年4月以降の入学者であること

(3) 生徒が次のいずれかに該当する者であること

① 日本国籍を有する者	② 特別永住者	③ 永住者	④ 日本人の配偶者等
⑤ 永住者の配偶者等	⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者		
⑦ 家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者			

※修学支援制度の対象外となる外国籍の生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、旧制度単価(非課税世帯の 1/5)での支給

(4) 生徒が大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学し、以下のいずれにも該当していないこと

- ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
- ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
- ・前年度における出席率が5割以下の者

(5) 家計が急変し、主たる生計維持者等全員が以下のいずれかの世帯区分に相当すると認められる世帯

- ① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)
- ② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 105,500 円未満(①以外)
※世帯年収の目安:270 万円～380 万円
- ③ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 264,500 円未満
かつ多子世帯(3人以上扶養)(①②以外)
※世帯年収の目安:380 万円～600 万円

※主たる生計維持者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません

注意！

本年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」の合算及び扶養人数が(4)①～③に該当する世帯は、通常分の奨学給付金の方をご活用いただくようお願いいたします。

2 必要書類

- ① 申請書
 - ・私立用【家計急変用】(専攻科)の様式を使用して下さい。
 - ・申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入して下さい。
 - ・消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入して下さい。
- ② 口座振替申出書
 - ・銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(申請者)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい。
- ③ 扶養誓約書 ※世帯区分③で申請する場合のみ
 - ・申請日現在の市町村民税における扶養の状況を記入して下さい。
- ④ 家計急変の発生事由を証明する書類
 - 例:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。
 - ※定年退職など任期の定めのある退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。
- ⑤ 申請理由書
 - ・業種や家計急変が発生した時期及び理由を詳しく記入してください。
- ⑥ 家計急変後の収入を証明する書類 家計が急変した主たる生計維持者等分
下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。
 - 会社員等
 - 家計急変後 3 ヶ月分以上の給与明細書または給与支払(見込)証明書
 - (例1) 給与明細書3ヶ月分以上
 - (例2) 直近の給与明細書2ヶ月分 + 給与支払(見込)証明書1ヶ月分
 - ※家計急変から4ヶ月以上経過している場合、家計急変後から現在までの全ての給与明細書を提出してください。
 - 自営業等
 - 家計急変後1年間の年間収支見込計算書
 - +
 - 経費の内訳や売上等が確認できる書類
 - 例:家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類、残高試算表、税理士または公認会計士の作成した書類
- ⑦ 家計急変前の収入を証明する書類 主たる生計維持者等全員分
 - ・令和 8 年度(令和 7 年分)の課税証明書(コピー可)
 - ※主たる生計維持者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの
- ⑧ 生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」を確認できる書類
 - ※住民票(個人番号が記載されていないもの)原本、特別永住者証明書または在留カードの写し
- ⑨ 日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業したことを確認できる書類 家族滞在者の場合
例:日本の小学校、中学校及び高等学校の卒業証書のコピーまたは卒業証明書
- ⑩ (代理受領を希望する場合のみ)代理受領委任書

上記の書類をもとに、家計急変発生後の1年間の年収見込額を推計し、判断します。
※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。
※申請日から基準日までに変更が生じた場合は直ちに申し出てください。

3 家計急変の事由

以下の要件のうちいずれかに当てはまること。

(1)主たる生計維持者等の一方(または双方)が死亡

(2)主たる生計維持者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難

(3)主たる生計維持者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の理由コードにあてはまる場合対象となります。

1A	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)
1B	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A	特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
2B	特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)
2C	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
3A	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
3C	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。)
3D	特定の正当な理由のある自己都合退職

(参考)5E：被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

(4)被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生

(5)その他、予期せぬ事象(会社の経営悪化、給与削減、離婚等)により収入が1(4)のいずれかに相当するまで激減

4 給付額

家計急変を申請した日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認して下さい。

※支給は生徒 1 人につき年に 1 回です。

○7 月 1 日以前に家計急変が発生し期日までに申請された場合

世帯状況により、下記の年額を支給します。

相当する世帯区分(住民税所得割額の合算)	支給額
①非課税(0円)である世帯	52,100 円
②105,500 円未満である世帯(①以外) ※1	17,370 円
③264,500 円未満かつ多子(3 人以上扶養)である世帯(①②以外) ※1	13,030 円

※1: 修学支援制度の対象外となる外国籍の生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、旧制度単価(非課税世帯の 1/5)での支給。

○7 月 2 日以降に家計急変が発生し期日までに申請された場合

◆申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

世帯区分①で 8 月 1 日に申請した場合

$$52,100 \text{ 円(年額)} \times 8 \text{ ヶ月(8 月} \sim 3 \text{ 月)} \div 12 \text{ ヶ月(年)} = 34,733 \text{ 円}$$

→34,733 円支給

◆申請日が月の初日以外の場合は、申請の月の翌月から算定した額を支給します。

世帯区分②で 12 月 20 日に申請した場合

$$17,370 \text{ 円(年額)} \times 3 \text{ ヶ月(1 月} \sim 3 \text{ 月)} \div 12 \text{ ヶ月(年)} = 4,342 \text{ 円}$$

→4,342 円支給

5 申請期日

家計急変後、下記の期日まで、随時受け付けます。

○7 月 1 日以前に家計の急変が発生した場合

令和 8 年 10 月 2 日(金)までに県教育振興課に提出(消印有効)

※書類が揃わず、上記の日付までに提出できない場合は、在学する
高等学校等専攻科(県外の高等学校等専攻科に在学する場合は県)
にお伝えください。

○7 月 2 日以降に家計の急変が発生した場合

令和 9 年 1 月 29 日(金)までに県教育振興課に提出(消印有効)

6 支給日

審査が終了したものから順次振り込みます。

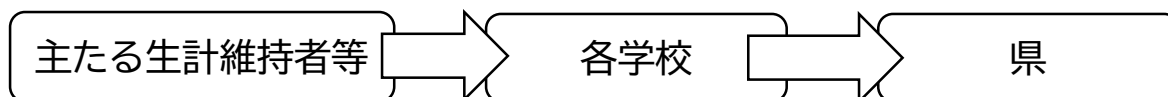
兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。

7 提出先・問合せ先

<奈良県内の私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)専攻科>

在学している高等学校等専攻科にお問い合わせ下さい。

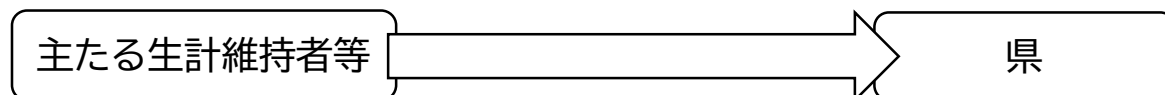
書類提出の流れ



<奈良県外の私立高等学校及び中等教育学校(後期課程)専攻科>

奈良県教育振興課にお問い合わせ下さい。

書類提出の流れ



※在学する学校に在学証明を記入していただいた上で、県に直接送付してください。

【提出先】〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

奈良県のホームページからも、申請書等のダウンロードができます

奈良県 私立学校奨学給付金

検索



奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

給付額確認シート

皆さんはこれらに当てはまりますか？

- ☐ 主たる生計維持者等は奈良県に住んでいます。
→他府県にお住まいの場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- ☐ 対象生徒は、申請日時点で、私立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科に在学し、休学していません。
- ☐ 主たる生計維持者等全員の令和8年度の課税証明書における所得割(市町村民税・県民税)の合算額は、通常分の区分には該当しません。
→本項目に該当しない場合、通常の奨学給付金で申請してください。
- ☐ 予期せぬ事象により収入が非課税または要件を満たす課税の世帯に相当するまで激減した。
→主たる生計維持者等全員の証明が必要になります。

皆さんは下のどれに当てはまりますか？ ☒で確認してください

☐ 生徒は日本国籍である。

すべての☑が入る区分が対象です

☐ 生徒は修学支援金制度の対象外の外国籍である。
(R8 新入生である留学生を除く)

■ :新制度支給額

■ :旧制度支給額

☐ 主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0 円)相当である。

①区分:52,100 円

①区分:52,100 円

☐ 主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 105,500 円未満相当である。

②区分:17,370 円

②区分:10,420 円

☐ 主たる生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500 円未満相当である。
☐ 市町村民税上の扶養人数が 3 人以上である。

③区分:13,030 円

③区分:10,420 円



全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」の合算が非課税(0 円)である世帯または要件を満たす課税の世帯の場合は、通常分の奨学給付金で申請してください。